

2013年福岡県公立小学校教育事件の問題点と今後の課題

2020（令和2）年12月22日

ハンセン病家族訴訟弁護団

第1 熊本地方裁判所2019（令和元）年6月28日判決（以下「熊本地裁判決」という。）について

1 教育現場における偏見差別被害

(1) らい予防法廃止以前の偏見差別事例（熊本地裁判決378頁以下より一部抜粋）

ア 他の児童・生徒によるいじめ

(例)

- ・ハンセン病患者の子をさす蔑称で呼ばれた
- ・「病気がうつる」「家の前を通るな」等と悪口を言われた
- ・掃除に使う雑巾を同じバケツで洗わせてもらえなかった
- ・ハンセン病患者の子であることを理由に石を投げられた
- ・ランドセルや教科書を隠された
- ・弁当箱を捨てられた 等

イ 学校、教師による差別的取扱い

(例)

- ・黒髪小学校（龍田寮）事件
- ・担任の教師から無視された
- ・教室から他の児童から離れた席に座るように指示された 等

(2) らい予防法廃止以後の偏見差別事例

(例)

- ・2013年福岡県公立小学校教育事件

2 文部大臣および文部科学大臣の責任（熊本地裁判決476頁以下）

(1) 小中高等学校における教育について

ア 偏見差別をなくすための取り組みにおける教育の重要性

【参考】熊本地裁判決477頁より引用（下線は弁護団が付した。以下同じ。）

国は、「ハンセン病患者に対する偏見差別を除去する義務を負うところ、偏見差別除去にとって教育は重要であり、教育の場で偏見に基づかない正確な知識に基づいた指導がなされなければ、社会から偏見差別を除去することは困難である。このことは、平成26年に発生した公立小学校教員事件（中略）において、誤った認識に基づく小学校教員の授業を受けた児童が偏見に基づく感想文を作成したことから明らかである。」。

イ 正しい知識の教育と偏見差別の是正を含む人権啓発教育の必要性

【参考】熊本地裁判決477頁より引用

「文部大臣（(中略)文部科学大臣）は、職務上通常尽くすべき義務として、(中略)小学校、中学校および高等学校の保健、社会科及び人権教育などの科目で、ハンセン病、その患者及び家族に関する授業を行い、正しい知識を教育するとともにハンセン病患者家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育が実施されるよう教育委員会や学校に指導するなどの適切な措置を行う義務を負う。」。

(2) 教育関係者への啓発活動について

ア 教育の担い手である教育関係者の知識の正確さや人権感覚の重要性

【参考】熊本地裁判決478頁ないし479頁より引用

「小学校等でハンセン病に関する授業を行い、正しい知識を教育するとともにハンセン病患者に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育を実施するためには、その前提として、生徒児童に教育する立場の教師が正確な知識及び人権感覚を有していなければ、児童生徒に対し教育ができない。実際、これまで、ハンセン病について誤った教育が繰り返され(中略)、公立小学校教育事件が起こっているわけであり、教育の現場において偏見に基づかず正確な知識に基づいた指導が行われるためには、児童生徒に対して授業等で教育活動を行う教員に対する指導を行うことが必要不可欠である。」。

イ 適切な指導の実現に向けた適切な措置の必要性

【参考】熊本地裁判決479頁より引用

「教員に対する啓発義務と(中略)児童生徒に対する教育義務を併せると、文部大臣（(中略)文部科学大臣）は、(中略)保健、社会科及び人権教育などハンセン病に関する教育を担当する小学校の教員（可能性のある教員を含む。）に対し、ハンセン病やハンセン病患者家族について誤った教育を行わないよう適切な指導をし、その学校教育において、すべての児童生徒に対し、その成長過程と理解度に応じた、ハンセン病についての正しい知識を教育するとともにハンセン病患者家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発活動が実施されるよう、教材の作成、教育指導の方法を含め適切な措置をとるべきであった。」。

3 小括—ハンセン病問題における教育問題の整理—

(1) 児童生徒に対する教育方法ないし内容の問題

①正しい知識の教育

②ハンセン病に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育の問題

※上記①および②は、いわば「車の両輪」の関係にある。

(2) 教育関係者養成（教育の担い手である教育関係者に対する啓発活動）の問題

第2 2013年福岡県公立小学校教育事件の問題点について

1 児童生徒に対する教育方法ないし内容の問題

・「正しい知識の教育」の視点を前面に出すあまり、「ハンセン病に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育」の視点が不十分な点ないし欠如していたのではないか。

・授業のねらいや展開の検討が不十分であり、また、児童の理解度を確認するプロセスが不十分だったのではないか。

2 教育関係者養成の問題

・授業を担当した人権担当教諭は、教育現場において、ハンセン病患者家族に対する偏見差別が行なわれてきた事実を十分認識していなかったのではないか。

・担任の教諭が、児童が作成した感想文の問題点に気づくことなく、そのまま菊池恵楓園宛に送付してしまったこと自体、人権感覚の欠如を露呈しており、教育関係者の人権感覚の涵養が急務であるといえるのではないか。

第3 今後の取り組みについて

(1) 検討すべき課題

ア 児童生徒に対する教育方法ないし内容の検証と仕組みづくり

「正しい知識の教育」だけでなく、「ハンセン病に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育」についても並行して取り組む必要がある。

(例)

- ・2013年福岡県公立小学校教育事件のさらなる検証
- ・中学生向けパンフレットの活用状況の調査・分析
- ・参考にすべきモデルケース（熊本県教育委員会「豊かな心を育むために～ハンセン病関係実践資料集～」，福岡県教育総合研究所「ハンセン病問題学習資料集」等）の共有 等

イ 教育関係者養成（教育の担い手である教育関係者に対する啓発活動）の実態把握と仕組みづくり

(例)

- ・使用教材や小中高等学校の教育関係者に対する指導内容の検証 等

(2) 検討の進め方—専門家会議（施策検討会）設置の必要性—

上記のような課題の検討にあたっては、専門的な視点から、教育現場の実態に即した課題の分析ないし提言が行なわれる必要があるから、専門家や教育関係者らで構成する専門家会議（施策検討会）を設置し、検討を進めるべきである。

以上